

平成26年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第3号)

平成26年3月28日(金) 午前10時40分開議

- 日程第 1 議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算
日程第 2 議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第 3 議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
日程第 4 議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 5 議案第23号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 6 議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
日程第 7 議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

- 追加日程第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第 3 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加日程第 4 同意第 1号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について
追加日程第 5 同意第 2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について
追加日程第 6 選挙第 7号 愛荘町選挙管理委員会委員および委員補充員の選挙に
ついて
追加日程第 7 議案第26号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例について
追加日程第 8 議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について
追加日程第 9 議案第28号 財産の取得につき議決を求めることについて
追加日程第10 議案第29号 契約の締結につき議決を求めることについて
追加日程第11 議案第30号 契約の締結につき議決を求めることについて
追加日程第12 議案第31号 契約の締結につき議決を求めることについて

- 追加日程第13 議案第32号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）
- 追加日程第14 請願第1号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する請願について
- 追加日程第15 議提第7号 産業建設常任委員会閉会中の継続審査（調査）について
- 追加日程第16 議提第8号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第17 議提第9号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第18 議提第10号 議員派遣について
- 追加日程第19 議提第11号 同和対策特別委員会閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1番 上林村治君	2番 西澤桂一君
3番 伊谷正昭君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 河村善一君	8番 小杉和子君
9番 本田秀樹君	10番 瀧すみ江君
11番 森隆一君	12番 竹中秀夫君
13番 辰己保君	14番 吉岡ゑみ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	宇野一雄君	教育長	藤野智誠君
総務主監	杉本幸雄君	住民福祉主監	西川都々子君
会計管理者	辻善嗣君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	上林忠恭君	総合政策主監	林定信君
環境対策主監	飯島滋夫君	教育次長	小杉善範君
教育主監	松藤美保子君	産業建設主監	北川元洋君
教育振興課長	青木清司君	総務課長	中村治史君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
人権政策課長	本田康仁君	生涯学習課長	山本隆男君

健康推進課長 酒井紀子君 子ども支援課長 川村節子君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田幸子 書記 宮崎 淳

開議 午前10時40分

◎開議の宣告

○議長（吉岡ゑみ子君）

皆さん、おはようございます。大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉岡ゑみ子君）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは議案審議に入ります。

◎議案19号～25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡ゑみ子君）

日程第1、議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算から日程第7、議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを一括議題として、3月10日の議事を続けます。

まず、日程第1、議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算は予算特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、予算特別委員会委員長の審査報告を求めます。9番、本田秀樹君。

[予算特別委員長 本田秀樹君登壇]

○予算特別委員長（本田秀樹君）

予算特別委員会、委員長報告を行います。

平成26年3月28日

愛荘町議会議長 吉岡ゑみ子様

愛荘町予算特別委員会委員長 本田秀樹

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果 議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月25日に総務部門、民生部門、産業建設部門および教育部門に分け、部門別に総括質疑を行い、慎重に審査しました。

主な内容は、「総務部門」は地域おこし協力隊の活動について、あいのりタクシーについて、企業誘致について、平成26年度予算編成方針について、嘱託職員の設置目

的・採用基準について、(仮称)愛知川宿街道交流館の建築基準法適用除外について、自治基本条例の取り組みについて、防犯灯の設置状況と設置の進め方について、浸水対策について、「民生部門」は部落解放人権政策確立要求実行委員会負担金について、障害福祉・日中一時支援事業について、地域総合センター運営補助金について、彦根愛知犬上広域行政組合負担金について、住宅用太陽光発電システム補助金について、町長の原発の考えについて、保育所待機児童の状況と対策について、健康診査と医療費の関係について、新型インフルエンザに対する予算措置および取り組みについて、「産業建設部門」は、中学生民泊事業の受け入れ家庭の状況について、「教育部門」は体験的学習講師謝金について、準要保護の就学援助制度について、消費税増税に伴う学校給食の取り組みについて、教育のレベルアップについて、学校給食への生野菜使用について、湖東三山スマートインターチェンジ開通に伴う歴史文化博物館の取り組みについて、図書館事業の今後の展開について、最後に総括質疑として、福祉基金の財源充当について、職員人件費について、行政委員会委員の報酬等の基準について、公共施設の維持管理について、橋梁の長寿命化についてなど、活発な審議が行われました。

審査終了後、討論を省略し、採決の結果、賛成多数で議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算は原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 以上で、委員長報告を終わります。

ここで、町長から発言を求められておりますので許可します。町長。

[町長 宇野一雄君登壇]

○町長（宇野一雄君） 議長のお許しをいただきましたので、一言お願いを申し上げたいと存じます。

本定例会におきます平成26年度予算編成にあたりましては、平成25年11月の内閣府月例経済報告によります景気回復への期待感の高まりと、本年1月からの消費税増税によります経済の影響、合わせまして総務省から出されております平成26年度長財政計画を総合的に判断し、歳入歳出予算を編成したものでございます。将来の愛荘町の夢を次世代につないでいくための大事な予算案でございまして、一般会計、特別会計合わせまして138億6,147万円で、対前年度比5%を増額となったところでございます。

議会におかれましては、一般会計につきましては議員全員で構成いただいております予算特別委員会の場で、特別会計につきましては連日の常任委員会で慎重な審査議論をいただき誠にありがとうございます。

それぞれの委員会で賜りましたご意見、ご提案につきましては、今後予算執行の段階におきまして十分な協議などを行い、適正に執行してまいりたいと考えておりますので、予算案につきましてご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。平成26年度一般会計当初予算に対して反対討論を行います。

議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算について反対を申し上げます。去る2月23日に執行された町長選挙により宇野一雄町長が3月5日に就任され、平成26年度当初予算は村西町政8年間の流れを引き継ぐ事業継承の骨格的予算の編成に留められ、政策的な事業については新体制に委ねると冒頭記述されています。

そこで、私たちが予算を検証する際に注意をしなければならないのは、やはり現の政治執行、国の政治執行にあります。今、町長自らも当初予算の編成にあたっての考え方、そういうものは述べられたとおり、やはり国の動向が左右されるわけです。よって、私はそのことを一言申し上げておかなければならないと思います。

安倍首相は経済対策としてアベノミクスを示して、その1つの経済効果として円安を加速をさせました。円安は輸出品の海外での販売価格が安く抑えられ、輸出企業に有利に働きます。輸出が増えれば国内での仕事が増え、雇用も拡大するはずであります。

しかし、円安になっても、実は輸出は増えていないのです。日本の主要な輸出産業である自動車の輸出台数は前年から26万台減少しているんです。自動車企業は海外での生産拡大を行っている、それが要因であります。海外生産は91万台増産しています。

では、円安で大企業はどのように利益をつかんだのか。大企業は輸出代金を外国のお金で受け取る、その代金を円に換算する。その際に為替が生じて円安に振れた分だけ売上額が拡大する仕組みとなったわけです。トヨタ自動車の場合、為替効果で8,000億円に上ります。資本金10億円以上の企業の経常利益は、平成24年度6兆8,000億円が平成25年度では9兆3,000億円以上、2兆5,000億円利益を増やしたわけです。

一方、そうした利益を生みながら非正規雇用が増えているという現状があります。雇用者数は5,201万人で、前年に比べて47万人雇用者数は増えています。しかし、正規労働者は46万人が減少しているんです。その一方、非正規労働者は93万人増加をしているという、これが現状であります。非正規雇用率は昨年12月で37.6%に達してしまっています。

愛荘町の行政をみた時、臨時講師や学校支援員、それを除いても平成24年度決算で見れば非正規雇用率はおおむね30%ぐらいになっている、これが今の雇用状況であります。これでは愛荘町の税収拡大を望むことはできないんです。それどころか、円安で消費者物価は上がり続け、町民の暮らしは悪くなるばかり、これでは税金を納めたくても納められない人が増えるばかりです。愛荘町の若者世帯も悲鳴を上げているんです。

こんな時に消費税増税、そうではなくて大企業に社会的責任を果たしていただく。その1つ、適正課税を行えば消費税増税分を賄うことができるわけです。このことを私たちはしっかりと認識をしておかなければならないということを申し上げておきます。

今日の経済状況の中で、愛荘町の財政状況はどうであるのかを検証してみました。当初予算の概要調書には後年度の大規模事業等への充当財源として確保し、町税等の一般財源不足への対応、調整が長期にわたり、可能な基金を蓄えることが必要と述べているわけです。財政調整基金15億円に加えて、11項目の目的基金を設置しています。平成24年度決算では合計42億3,900万円になります。その結果、標準財政規模に対する基金残高比率は県下市町平均49.1%、町のみでは平均63.5%ですから、愛荘町の場合は豊かな愛荘町と言えるわけです。

地方債ではどうか。地方債残高比率は平成24年度決算で160.3%、県下市町平均は161.16%、町のみでは143%、住民サービスを十分行えることを私は示して

いるというふうには分析をしています。

町民一人当たりで見る町民税は平成24年度決算で13万7,000円、県平均14万7,000円、町平均16万9,000円で、地方債残高は町民一人当たり43万4,000円、県平均37万6,000円、町平均40万7,000円、以上から町民一人当たりの所得は低い中で、基金積立は県下の上位に、地方債は交付税算入される有利な活用を考察しての行政財政を行っている。いずれにしても町民負担を伴った蓄えであるということはいえると思います。

愛荘町の扶助費は町民一人当たり6万6,000円、県平均7万円よりも低く、一人当たり4,000円増額すれば8,000万円の財源がつくり出せます。若者世帯は本当に厳しい生活を余儀なくされています。町長は子育て支援として、中学校卒業までの医療費完全無料化を政策的事業として約束をされました。貧富の格差が広がる現状を直視し、若者世帯の生活支援として保育料の無料化についても取り組まれることを提案しておきます。

愛荘町は人権問題の最優先課題として同和問題を掲げています。その行政姿勢は特定地域に特別扱いする行政運営を行ってきた結果、説明責任を果たせない拠出金を生み出しています。部落解放人権政策確立要求郡実行委員会補助金は同運営費90万円のうち75万6,000円、84%を拠出しています。実行委員会は県下全域に設置されていない、こうした答弁の下で、愛知郡実行委員会を設置している根拠をしっかりと示すべき、それがなされず、その実行委員会の負担率を84%も請け負う歪みであります。コミュニティーづくり推進事業補助金についても適正拠出へと是正できていない行政執行の歪むを起こしているわけです。結局、人権尊重のまちづくり条例で謳っている適正な人権感覚を持つ人を育成する環境をつくっていくことに反しているのではないかというふうに指摘しなければなりません。

以上のことから、同和問題をはじめとする行政姿勢が町政の歪みを引き起こしていることを指摘し、共同で人権尊重のまちづくりのあり方を創造していくことを訴えておきます。

最後に、宇野町長は原発に対し、原発を廃止すべきとは思いますが、再生可能なエネルギーだけで電力を賄いきれるのかどうか、政府の考え方が示されていない旨、答弁されました。今必要なのは原発を廃止する姿勢であります。原発の廃止を明確にすることで、自然再生可能エネルギーの道が明確になってくるはずです。原発は稼働すれば

危険なごみは出し続けるだけです。今再稼働に手を貸すことは自らを守り、責任を持たない無責任な言動だということを強く改めて訴え、反対討論といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論はありませんか。12番、竹中秀夫君。

○12番（竹中秀夫君） 12番、竹中です。議案第19号の賛成の立場から賛成討論を行います。

議案第19号 平成26年度愛荘町一般会計予算について賛成討論を行います。平成26年度一般会計予算については新町長・新議会体制前に編成されたことに伴い、義務費や経常経費、継続事業のみを計上した骨格的予算として説明を受けました。歳入歳出総額91億2,900万円となり、前年度当初に比4.9%増の理由については、紫雲苑改築事業による彦根愛知犬上広域行政組合負担金1億5,312万円、（仮称）東部地域公園整備事業1億1,115万円、3年保育に向けた幼稚園施設整備事業1億7,853万円、秦荘西小学校の太陽光発電設置事業4,719万円など、将来のための投資による増額であり、今後の町の方向性を示す重要な予算計上となっております。

また、消費税率の引き上げに伴う予算対応も的確になされており、地方消費税交付金中の増税分3,500万円については、町内民間保育所入所事業に充当することで、社会保障と税の一体改革による社会保障の充実安定化を図られております。

この当初予算をさらに生かすため、新町長・新議会体制で政策的な事業を中心に建設的な議論を行い、住民の目線に立ったまちづくりを展開していく必要があると考えております。

今後も引き続き適切な予算執行・予算管理をお願いし、議員各位におかれましては、ご賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。どうぞよろしく願いをいたします。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する予算特別委員会は委員長報告のとおりは可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第19号 平成26年度愛荘

町一般会計予算は原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は同和対策特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会委員長の審査報告を求めます。同和対策委員会委員長、河村委員長。7番、河村善一君。

〔同和対策特別委員長 河村善一君登壇〕

○同和対策特別委員長（河村善一君） それでは、同和対策特別委員会の委員長報告を行います。

平成26年3月28日

愛荘町議会議長 吉岡ゑみ子様

愛荘町同和対策特別委員会委員長 河村善一

本委員会に付託をされた議案は審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果 議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月24日に同和対策特別委員会委員7名の出席がありました。住宅新築資金等貸付事業特別会計の質疑はなく、討論を経て採決の結果、全員賛成で議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は原案のとおり決定をいたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（吉岡ゑみ子君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑみ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡ゑみ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案に対する同和対策特別委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第20号 平成26年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は同和対策特別委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、同和対策特別委員会委員長の審査報告を求めます。同和対策特別委員長、河村委員長。7番、河村善一君。

[同和対策特別委員長 河村善一君登壇]

○同和対策特別委員長（河村善一君） 同和対策特別委員会、委員長報告を行います。

平成26年3月28日

愛荘町議会議長 吉岡糸ミ子様

愛荘町同和対策特別委員会委員長 河村善一

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月24日に同和対策特別委員会委員7名の出席がありました。土地取得造成事業特別会計の質疑の主なものは、分譲地の売却状況についての審査が行われ、討論を経て採決の結果、全員賛成で議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決します。本案に対する同和対策特別委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君

の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（吉岡忍ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第21号 平成26年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、日程第5、議案第23号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第6、議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別会計予算は教育民生常任委員会に付託され、審査報告書が提出されています。教育民生常任委員会委員長の審査報告を求めます。8番、小杉和子君。

[教育民生常任委員長 小杉和子君登壇]

○教育民生常任委員長（小杉和子君） 教育民生常任委員会、委員長報告を行います。

平成26年3月28日

愛荘町議会議長 吉岡忍ミ子様

愛荘町教育民生常任委員会委員長 小杉和子

本委員会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおりに決定しましたので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果 議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算を原案可決。

議案第23号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算を原案可決。

議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算を原案可決。

2、審査経過 3月14日に教育民生常任委員7名の出席がありました。

国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、国民健康保険事業の一般会計からの繰り入れについて、賦課限度額の見直しに伴う当町への影響について、前期高齢者割合について、平成26年度の介護分の引き上げについて、ジェネリック医薬品使用を進める上での医療費抑制効果についてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計は質疑等審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第23号 平成26年度後期高齢者医療事業特別会計予算を可決するものと決しました。

次に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、消費税増税に伴うサービス費・利用サービス料への影響について、基金の取り崩しの見込みについてなど審査が行われ、討論は反対討論が1件、賛成討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり決定しました。以上で委員長報告を終わります。

○議長（吉岡 忍ミ子君） 以上で委員長報告を終わります。

これより議案第22号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 忍ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算に対して反対を表明します。

平成26年度国民保険料賦課限度額医療分が2万円、介護納付分が2万円、それぞれ引き上げられ、合計で4万円増の81万円になります。4月から70～74歳の医療費は1割負担でしたが、4月以降に70歳になる人から2割に引き上げられます。これでは必要な医療が抑制される危険は避けられず、高齢者の生活と健康に深刻な打撃を与えます。70～74歳の高齢者の大部分は国保加入者と考えられます。

このような国の改悪がある中、行政は国民健康保険事業特別会計に一般会計を繰り入れていることを税の二重の投資だといっています。しかし、国民皆保険制度を支えているのは国民健康保険であり、所得のない人も加入できる国民健康保険事業を支援することは、すべての町民の健康と命を守るためには当然のことであることを訴え、反対討論といたします。

○議長（吉岡 忍ミ子君） ほかに討論はありませんか。3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。私は平成26年度の愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成をする立場から討論を行います。

国民健康保険は昭和36年に創設され、半世紀にわたりまして医療の確保と健康の保持増進など国民皆保険の中核的な役割を担ってきたところであります。

しかし、近年の急速な少子高齢化の進展等により、社会保障費用の増大のため、政府は社会保障制度改革国民会議を設立し、協議を行いました。その後、社会保障制度改革国民会議の報告を踏まえたプログラムの法案が今年の12月に成立し、国保運営

の都道府県化をはじめとする重要な医療保険制度改革が平成29年度までに実施をされることとなりました。

このように、医療保険制度改革により、市町村国保は大きく変化をしていく状況であります。当町においても、長引く景気低迷の影響を受け、国保財政は厳しい状況であります。国保滞納者については短期被保険者証、資格証明書の発行、徹底した納付指導に努められております。また、医療費は県下においても低い状況であります。医療の高度化などにより、年々増加傾向にあります。このことに特定健診・特定保健指導の実施や人間ドック助成など、保健事業を重視した予算編成であります。予算の承認について賛成をするものでございます。

議員各位におかれましても、ご理解をいただき、本予算承認のご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第22号 平成26年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

次に、議案第23号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。10番、瀧 すみ江君。

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江です。議案第23号 平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に対して反対を表明します。

平成26年度は後期高齢者医療の2年ごとの保険料改正の年となっています。先日いただいたチラシを見ると、滋賀県では均等割額が4万1,704円から4万4,886円に、所得割率が8.12%から8.73%に、また年間保険料の上限額は55万円から57万円に引き上げられます。その理由として、①被保険者一人当たりの医療費が増えているこ

と、②人口全体に対する割合が増えていること、とされていますが、この文章は長生きするから値上げすると言わんばかりで、高齢者が大切にされていない冷たさを感じます。

今まで社会を担ってきた高齢者を社会で支え、大切にするのは当然のことですが、国の社会保障切り捨て路線がここに表れています。高齢者の負担が増える保険料の値上げに反対を訴え、反対討論といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論はありませんか。3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 私は平成26年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算に賛成をする立場から討論を行いたいと思います。

高齢者を中心に増大する医療費を賄い、将来にわたり安心して医療が受けられるよう平成20年度から後期高齢者医療制度が導入をされ、今年で7年目を迎えるところでございます。

社会保障制度改革において、後期高齢者医療制度においては現在では十分定着をしていると考えられるとされ、今後は現行制度を基本としながら、実施状況を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当であるとされました。

このような状況の中で、平成26年度は第4期保険料改定の年であり、保険料率の引き上げとなります。増大する医療費が厳しい財政状況を踏まえ、高齢者の負担を抑えるために、保険料軽減措置を拡大するなど、高齢者が安心して医療が受けられるよう医療制度の充実と事業の円滑な執行に資するために予算計上をされているものであります。

本予算の承認について賛成をするものであります。議員各位におかれましても、ご理解をいただき、この予算の承認のご賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立多数です。よって、議案第23号 平成26年度愛荘

町後期高齢者医療事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

次に、議案第24号の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。10番、瀧すみ江君。

○10番（瀧すみ江君） 10番、瀧すみ江。議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算に反対を表明します。

昨年、厚労省は通常国会で介護保険法を改悪し、徹底した介護給付の削減と容赦ない負担強化を狙っています。要支援の高齢者への訪問介護と通所介護の仕切り、特養ホーム入所要件を要介護3以上に重点化する、年間所得が160万円以上の高齢者利用負担率を2割に引き上げるなど、27年度から行う計画をしています。これまでも介護保険制度は改悪されてきた経緯あり、国庫負担割合が見直しごとに減り続け、逆に介護保険料の負担割合は増加しています。

以上、高齢者に重い負担を押しつけ、高齢者の介護を低下させる国の姿勢を批判して、反対討論といたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ございませんか。3番、伊谷正昭君。

○3番（伊谷正昭君） 3番、伊谷正昭です。私は平成26年度介護保険事業特別会計予算に賛成をする立場から討論を行います。

高齢者が尊厳を持って自立した生活を続けられるように、介護を社会全体で支えるための介護保険制度が始まって14年が経過をし、着実に定着をしております。また、本町においては近隣の市町ほどではありませんが、急激な高齢化が進展しており、介護に関しての問題は避けて通れないことになっております。要介護認定者数も増加の一途をたどっております。

こうした中、平成18年度から介護予防の推進、認知ケアの推進、地域ケア体制の整備を課題として、予防重視型のサービス体系に改められ、第5期介護保険事業計画では一人ひとりに目が行き届く地域包括システムケアの構築を着実に推進をするため5つの基本方針により、高齢者が安心していつまでもいきいきと暮らせるまちづくりの実現を目指すこととしております。

これらの基本方針により、今日までの実績を考慮しながら、変化する高齢者像を見据え、必要な介護サービス量の確保や提供に努められておられるとともに、引き続き

本制度への理解促進に取り組み、特に保険料の収納対策に努められていただき、保険給付費の財源確保を行うとともに、介護予防の中でも認知症対策が重要な課題でもあるため、地域支援事業を核とした元気な高齢者社会の実現をめざし取り組み、より一層推進をされることをお願いするものであります。

本予算については、第5期介護保険事業計画の基本として編成をされているものであり、承認について賛成をするものであります。

議員各位におかれましてもご理解をいただき、本予算の承認のご賛同をお願いをし、賛成討論を終わります。

○議長（吉岡忍ミ子君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡忍ミ子君） これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡忍ミ子君） 起立多数です。よって、議案第24号 平成26年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算は総務産業建設常任委員会に付託され、審査報告書が提出されていますから、総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、本田委員長。9番、本田秀樹君。

〔総務産業建設常任委員長 本田秀樹君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（本田秀樹君） 総務産業建設常任委員会、委員長報告を行います。

平成26年3月28日

愛荘町議会議長 吉岡忍ミ子様

愛荘町総務産業建設常任委員会委員長 本田秀樹

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査結果 議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算を原案

可決。

2、審査経過 3月24日に産業建設常任委員7名の出席がありました。質疑の主なものは受益者分担金・使用料の滞納について審査が行われ、討論を経て、採決の結果、全員賛成で議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算は原案のとおり決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（吉岡糸ミ子君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会は委員長報告のとおり可決であります。よって、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第25号 平成26年度愛荘町下水道事業特別会計予算は原案のとおり可決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま意見3件、同意2件、選挙1件、議案7件、請願1件、議提5件が提出されました。これを日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、意見3件、同意2件、選挙1件、議案7件、請願1件、議提5件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第1、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） それでは、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

追加議案書の1ページでございますが、人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、秦荘地域3名、愛知川地域3名の6名が法務大臣から委嘱を受けられております。

その候補者の推薦につきましては、市町村長は当該市町村の議会議員の選挙権も有する住民で、その市町村の議会の意見を聞き、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないとされております。

寺田千恵子てらでちえこ氏におかれましては、本年6月30日で任期満了となるため再任をお願いしようとするものでございまして、住所は愛荘町東円堂1655番地、生年月日は昭和26年3月10日生まれの63歳で、平成11年から平成17年まで人権擁護推進委員を2期活動され、平成17年7月1日に人権擁護委員に委嘱されました。平成17年7月1日から今日まで人権擁護委員として3期にわたり、人権相談・人権啓発・人権救済などの各種の人権擁護活動に積極的に従事されております。人権擁護委員として3期9年の経歴から、平成24年4月には近畿人権擁護委員会委員連合会から表彰を受けられております。

人権問題に精通をされ地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的に活動いただけるものと思っております。今回4期目の再任委員として推薦いたしたく存じます。なお、任期につきましては平成26年7月1日から平成29年6月30日まででございます。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 人事案件につき質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。

町長から説明がありました人事案件について、議会の意見として「寺出千恵子氏を人権擁護委員の適任者である」と町長に回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任である」との意見を、町長に回答することに決定しました。

◎意見の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第2、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） それでは、追加議案書2ページの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

野々村たつ江^{ののむらえ}氏におかれましては、現委員でございますウエダイッコウ氏が本年6月30日に任期満了となりますので、その後任委員として野々村たつ江氏をお願いしようとするものでございます。住所は愛荘町南野々目112番地、生年月日は昭和27年9月16日生まれの61歳でございます。

昭和49年に旧愛知川町職員として奉職され、平成24年3月31日に退職されました。そして、平成24年6月1日から愛荘町秦荘老人クラブ連合会事務局に勤務されておられます。また、奉職中は町行政の立場から人権問題について深く学習をしておられます。

人権問題に精通をされ、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的に活動いただけるものと思っており、今期1期目の新任委員として推薦したく存じます。なお、任期につきましては平成26年7月1日から平成29年6月30日まででございます。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 人事案件につき質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略します。

町長から説明がありました人事案件について、議会の意見として「野々村たつ江氏を人権擁護委員の適任者である」と、町長に回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認め、よって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任である」との意見を、町長に回答することに決定しました。

◎意見の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第3、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） それでは、追加議案書3ページの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明を申し上げます。

堀内^{ほりうち えみ こ}恵美子氏におかれましては、現委員でございましたタカダエイコ氏が一身上の都合のため、平成25年12月31日をもって退任されたため、その後任として堀内恵美子氏をお願いしようとするものでございます。住所は愛荘町中宿98番地、生年月日は昭和24年1月20日生まれの満65歳で、平成14年から現在も更生法助成会員として地域社会の犯罪、非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪を負った人や困難な少年の改善更生に協力されております。また、平成22年12月1日から平成25年11月30日までは民生委員児童委員として1期3年間は地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めて来られました。

人権問題に精通をされ、地域社会においても信頼され、中立公正さを兼ね備えられ、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的に活動いただけるものと思っており、今回1期目の新任委員として推薦したく存じます。なお、任期につきましては平成26年7月1日から平成29年6月30日まででございます。

よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 人事案件につき質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略します。

町長から説明がありました人事案件につき、議会の意見として「堀内恵美子氏を人権擁護委員の適任者である」と、町長に回答することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任である」との意見を、町長に回答することに決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第4、同意第1号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

（藤野教育長の退席）

○議長（吉岡糸ミ子君） 本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） それでは、追加提案させていただきました同意第1号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

追加議案書の4ページでございます。教育委員会委員は、町教育行政の組織及び運営に関する法律によりまして、任期は4年、5人の委員をもって組織されております。

この度、現委員で教育長の^{ふじのちじょう}藤野智誠氏が3月28日をもって任期が満了することから、再任についてお願いするものでございます。再任委員としましては、議案書のとおり、住所は東近江市種町877番地、氏名 藤野智誠、生年月日 昭和21年1月3日68歳でございます、を任命いたしたく町教育行政の組織および運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意をいたさうとするものでございます。

同氏は、教育に対する意識は高く、滋賀大学教育学部卒業後は市教委として教育の道を歩み、滋賀県教育委員会事務局や彦根市教育委員会事務局に勤務、秦荘中学校校長、能登川中学校校長、彦根総合高等学校学園長を歴任され、教育一筋に取り組んで来られました。その長年にわたる教育経験を生かし、平成22年3月愛荘町教育委員

会教育長に就任し、五愛十心を教育理念に掲げ、これまでご活躍をいただきました。

学校教育においては秦荘東小学校の大規模改修、学校給食センターの竣工また小1健やか支援員の設置、愛荘町郷土読本「わたしたちの愛荘」を発行するとともに、県教育委員会とのパイプを生かし、教育の充実を図るため県費加配教員および非常勤講師の増員、教員の確保や愛知犬上郡教育振興協議会でのリーダーシップを発揮され、愛知川東小学校の愛犬通級教室の開設、不登校に陥っている児童・生徒を指導支援する適応指導教室、フレンド愛知川に加え、新たにフレンド秦荘の設置、保護者との直接面談による体罰事案の解決をはじめ、今日の大きな社会問題でございますいじめの未然防止や課題のある児童・生徒に対する教育現場への早期対応や関係機関との連携を指示するなど、事案の早期解決と良好な学習環境の確保に尽力をいただいているところであります。

社会教育におきましては、同和問題をはじめとする人権教育の啓発強化や五愛塾講座の創設、子ども読書活動推進計画の作成、中央スポーツ公園の竣工など、これまで1期4年の間に愛荘町の教育のため、ご尽力をいただきました。

何卒、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。なお、任期は平成26年3月29日から平成30年3月28日までの4年間となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 本件を含め2件の人事案件の質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略します。これより同意1号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、同意第1号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

（教育長着席）

○教育長（藤野智誠君） 一言お礼を申し上げます。教育委員の任命につきましてご同意を頂戴いたしましてありがとうございます。いろいろと課題の多いこの町の教育であります。全力を挙げて頑張っていきたいとそう思うしております。皆さ

ま方のご指導とご支援をいただきますようによろしくお願いいたします。ありがとうございました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第5、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） それでは、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

追加議案書の5ページでございます。今般、現委員で教育委員長の西沢カズノリ氏が3月28日をもって任期満了に伴い、退任されることとなりました。西沢委員長の今日までのご苦勞に対しまして深甚より敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

さて、後任の教育委員として、議案のとおり、住所愛知郡愛荘町常安寺 339 番地、氏名 ^{やしまたくま}八島琢磨、生年月日 昭和30年11月10日58歳でございます、を任命いたしたく、町教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、議会の同意をいただくとするものであります。

同氏は、人格が高潔で教育に対する意識も高く、特に昭和53年4月から30年以上にわたり民間企業の第1線において、ものづくりの商品企画から営業企画、営業、販売企画、生産から販売までの一連の業務を経験されております。経験豊富な貴重な人材であると確信いたしておりますので、何卒ご同意いただきますようよろしくお願いを申し上げます。なお任期は平成26年3月29日から平成30年3月28日までの4年間となります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより同意2号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎選挙第7号の上程、説明、採決

○議長（吉岡 糸ミ子君） 追加日程第6、選挙第7号 愛荘町選挙管理委員会委員および委員補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員に、^{こだまたかし}児玉 敬君、^{しげもりとしお}重森利尾君、^{あおきえいぞう}青木栄三君、^{もりのかずみ}森野和美君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員に、^{かわぐちひでまさ}川口秀政君、^{いとうそういち}伊藤惣一君、^{ほそえき よこ}細江喜代子君、^{よしおかかつみ}吉岡佳見君を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました4名が選挙管理委員会補充員に当選されました。

暫時休憩いたします。再開は1時からとさせていただきます。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第7、議案第26号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 宇野一雄君登壇〕

○町長（宇野一雄君） 議案第26号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書7ページ、説明資料1ページに出ています。社会経済の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに迅速かつ総合的、機動的に展開する必要がありますことから、役場組織や責任体制への明確化を図るため、組織の見直しを行うことといたしまして、新たに部制を設け、総合政策部、総務部、住民福祉部、産業建設部の4部にしようとするものでございます。

このため、関係いたします行政組織条例の全部を改正しようとするものでございまして、第1条で部の設置について規定し、第2条から第5条まで、それぞれの部の課の設置及び分掌事務について規定するものでございます。

例えば、今日まで総務主監が所掌しておりました事務を総務部長が、住民福祉主監が所掌しておりました事務を住民福祉部長がなど、それぞれの所掌事務を条例化するものでございます。なお、何々担当というようなことで主監を置いて、その末に括弧で何々担当ということで対応してまいりましたけれども、それらの主監制度は給料などの関連から残してまいります。ちなみに部長・主監は行政職給料表の6級を適用いたします。

また、横断行政で対応が必要な環境対策課、人権政策課は総合政策部に、また商工観光課に企業誘致の分掌事務を規定いたしまして、産業建設部が所掌することといたしております。

この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。5番、外

川善正君。

○5番（外川善正君） 5番、外川善正。1点お伺いします。この第1条、部が書いておるのですが、ここは特段何も思わないです。結果的に新しい組織でやっていただいて、結果的によければいいと思っております。ただ、2条以降で大きく業務をくくっている部分、そして、その中でまた湖東三山スマートインターチェンジについてとかいうふうに、その事業に特化した文を明記しているところ、この条例の中で特段そういう、次のページをめくってもらえば街道交流館の整備についてというのも上がっております。そういう諸々について、細かいものを特化してここへ明記するというのとは何か考えるのか、そこをお尋ねしたいです。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） お答えを申し上げます。基本的には大きなくくりで部は、部というか、部が所管します課はくくっているわけなんですけれども、総合計画の中で重点項目、重点事業と位置づけされているものにつきましては、特にと言いますか、名称をあげて規定しているというところございまして、それらの事業が終わりましたら、そこはもうまた条例改正して落とすということになろうかと思えます。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 5番、外川善正君。

○5番（外川善正君） 今の町長のお答えですが、それで全く問題はないと思うのですが、その1つひとつの事業が終わるたびに条例そのものを、また改正していくというのも、これまたどうかなという思いもします。そういうことから、せめて5年、10年ぐらい動かさないような形で示していくのがいいのかなというふうに感じましたので、ちょっとお尋ねしました。以上です。

○議長（吉岡糸ミ子君） 町長。

○町長（宇野一雄君） はい、議員のおっしゃることよく理解をいたしておりますので、今後は条例等規定する場合につきましては、十分吟味して計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第26号 愛荘町行政組織条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第8、議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） それでは、議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げたいと存じます。

説明資料の2ページにもございますように、今ほど愛荘町行政組織条例の改正をいただきましたので、それに関連しまして、新たに部を設置し、部長職を設けることから、愛荘町職員の給与に関する条例第4条において、職務の分類について規定をしております「別表第2の級別職務分類表」の一部を改正する必要性が生じたために、所要の改正をお願いするものでございます。

そこで、議案書の方に戻っていただきまして、愛荘町職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

別表第2中、6級に、1号に相当困難な業務を行う課長の職務、2号に主監の職務とあるものを、6級の1号、2号のあとに、新たに3号として部長の職務を付け加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほど賜りましてご議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第27号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第9、議案第28号 財産の取得につき議決を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総合政策主監。

〔総合政策主監 林 定信君登壇〕

○総合政策主監（林 定信君） 第28号 財産の取得につき議決を求めることについて説明させていただきます。

追加議案書14ページと改正条例等説明資料の5ページをお願いいたします。取得の目的といたしましては、(仮称)愛知川宿街道交流館は愛知川街道筋のにぎわいを目的に整備を目指すものでございますけれども、この度、旧近江銀行愛知川支店等を取得いたしまして整備いたすものでございます。

全体の土地といたしましては1,394.56㎡で、主な建物が3棟になりますが、これらのうちから旧近江銀行愛知川支店を含む建物2棟の取得につきまして、同条例の規定により議決をお願いするものでございます。

取得する不動産といたしましては、所在といたしまして滋賀県愛知郡愛荘町愛知川38番地の2、1棟が居宅でございまして、延床面積233.70㎡、木造瓦葺2階建てでございます。もう1棟が店舗で延床面積190.23㎡、鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建てでございまして一部2階建になっております。

取得の方法といたしましては随意契約で、取得金額といたしましては3,693万4,000

円でございます。

契約の相手方は滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 38 番地の 2 山岸久治でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（吉岡 丞ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 丞ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡 丞ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第 28 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田 秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 28 号 財産の取得につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡 丞ミ子君） 追加日程第 10、議案第 29 号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第 29 号 契約の締結につき議決を求めることについてご説明をさせていただきます。

追加議案書の 15 ページでございます。地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、契約の議決をいただくものでございます。

契約の目的といたしましては、平成 25 年度工事第 135 号でございます。愛荘町 SIC 活性化拠点施設整備工事でございます。

契約の方法 一般競争入札、契約金額 1 億 3,651 万 2,000 円でございます。

契約の相手方 滋賀県甲賀市水口町本綾野 2 番 16 号、辻寅建設株式会社 代表取締役 勝永孝夫でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第29号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第11、議案第30号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第30号 契約の締結につき議決を求めることについてをご説明させていただきます。

追加議案書の16ページをお開きください。変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の所得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、平成25年度工事第40号 愛知川東面整備（長野第一工区）工事でございます。

変更契約の金額は、変更前の契約金額7,528万5,000円、変更後の契約金額8,817万1,650円でございます。工事の変更の内容は工法変更でございます。

契約の相手方は、滋賀県愛知郡愛荘町北八木32番地 滋賀基礎工業株式会社 代表取締役 中河重和でございます。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第30号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第12、議案第31号 契約の締結につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業建設主監。

〔産業建設主監 北川元洋君登壇〕

○産業建設主監（北川元洋君） それでは、議案第31号 契約の締結につき議決を求めることについてをご説明をさせていただきます。

追加議案書の17ページでございます。変更請負契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

契約の目的といたしましては、平成25年度工事第53号 町道目加田八町線道路改良工事でございます。

変更契約の金額といたしましては、変更前の契約金額4,095万円でございます。変更後の契約金額は4,144万7,700円でございます。増額の理由といたしましては、出来高によります精査でございます。

契約の相手方といたしましては、滋賀県愛知郡愛荘町香之庄1319番地2 吉岡組代表者 吉岡武男でございます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第31号 契約の締結につき議決を求めることについては、原案のとおり可決しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第13、議案第32号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 杉本幸雄君登壇〕

○総務主監（杉本幸雄君） それでは、議案書の18ページをお願いいたします。議案第32号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,490万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億2,390万7,000円とするものでございます。

事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。21ページでございます。この補正予算につきましては、消費税率および地方消費税率の引き上げに伴う負担緩和対策として、低所得者等に対する簡素な給付措置である臨時福祉給付金事業および子育て世帯臨時特例給付金事業に関する費用を補正させていただくものでございます。

まず、歳入でございますが、民生費国庫補助金の子育て世帯臨時特例給付金補助金として1万円×3,300人分で3,300万円の給付金の補助金、それとその給付に伴います事務費分の補助として535万6,000円、次に臨時特例給付金通常分の1万円×4,000

件分に加算分として 5,000 円×2,000 件分で、合わせまして 5,000 万円、そしてその事務費分として 655 万 1,000 円を受けるものでございます。

次に 22 ページの歳出でございます。総務費の電子計算費は子育て世帯臨時特例給付金システム開発業務と臨時福祉給付金システム開発委託料として、電算システムをそれぞれ整備するために 302 万 4,000 円の追加をするものでございます。

次に、民生費の社会福祉総務費ですが、この 2 つの給付金事業に臨時職員各 2 名ずつの賃金 332 万 8,000 円と、その通勤手当 10 万円、共済費 53 万 6,000 円、そこへ職員の時間外勤務手当 41 万 6,000 円、それと説明会への料金 1 万 5,000 円、事務用消耗品費 20 万円、広報啓発チラシ等の印刷製本費 98 万 7,000 円、通信運搬費は申請ハガキ・決定通知などで 213 万 6,000 円、振込手数料が 65 万 2,000 円、コピー使用料が 23 万 6,000 円、そのコピー機のリース料として 27 万 7,000 円、そして負担金補助及び交付金は臨時福祉給付金 5,000 万円と子育て世帯臨時特例給付金 3,300 万円を計上するものでございます。すべて、国費のみでございます。

23 ページは、この事業に伴います一般職の給与費明細書でございまして、一般職の時間外勤務手当 41 万 6,000 円の計上をいたしているものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉岡糸ミ子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。13 番、辰己 保君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。平成 26 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 号）について、賛成を行います。この予算は国庫の全額負担によって、すなわち 9,490 万円の全額負担をもって行うという補正であります。その根拠は消費税増税を行うがために、要するに貧困家庭、要するに弱者に対する手立てをするというものであります。

ですから、私自身は消費税増税そのものに対して反対を申し上げ、しかしこの補正予算が行政事務上、致しかたないという観点から賛成を行うということを表明させていただきます。

○9 番（本田秀樹君） 誰か反対討論があるのですか。

○議長（吉岡糸ミ子君） 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後1時27分

再開 午後1時35分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

今の13番、辰己 保議員の発言につきましてですけれども、うちの議会としての会議規則とかそういうものに則らせていただきまして、削除させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 起立全員であります。よって、議案第32号 平成26年度愛荘町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第14、請願第1号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する請願についてを議題にいたします。

お諮りします。請願第1号について、愛荘町議会会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定しました。

請願第1号について、紹介議員の説明を求めます。10番、瀧 すみ江君。

〔10番 瀧 すみ江君登壇〕

○10番（瀧 すみ江君） 10番、瀧 すみ江。地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する請願書の提案説明をさせていただきます。朗読をもって提案に代えさせていただきます。

請願第1号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する請願書。

紹介議員 瀧 すみ江

辰己 保

請願者 長浜市祇園町 365 番地

瀧上正昭(全教滋賀教職員組合 執行委員長)

件名 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する請願。

請願趣旨 貴議会として政府や与党に対し、①地教行法の改正作業を中止することと、②地方教育行政にあたっては、教育委員会を執行機関として存置し、首長や国の権限を強化しないことを旨とする意見書を採択してください。

理由 中央教育審議会教育制度分科会の「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」(以下、(答申))を受け、与党において「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)」の改正作業が行われ、開会中の第 186 回通常国会に提出される見通しです。

(答申)は、教育委員会制度について、首長を地方教育行政の執行機関とし、教育長をその補助機関に位置づけ教育行政の責任者とする、教育委員会は存置するものの首長の特別な付属機関と位置づけ、首長が教育長を任命・罷免できるとしており、教育行政の中立性は担保されないものとなっています。同時に国がしっかりと公教育の最終責任を果たせるよう、その権限を明確にするための方策を検討することを口実に、国による地方教育行政へ統制を強化するものとなっています。

その後の与党の調整の中でも、首長が総合的教育施策会議(仮称)を主宰して、大綱の方針を策定することや、教育長と教育委員長を兼務する代表教育委員(仮称)を設置し、首長にその任命・罷免の権限を与えるものとなっています。

さらに、文部科学大臣が地方教育委員会に是正要求・指示を出せる要件を緩和し、国の介入・干渉を強めるようにすることを含めて、教育委員会の独立性や中立性を損なうものとなっています。

戦後、戦前の軍国主義教育の反省の上に立って、地方教育行政は学問の自由や教育を受ける権利など基本的人権の保障、地方自治の原則などに則り、国や行政権力から独立し、国民に直接責任を負って行われるものと変革されました。それは、成長・発達の主体は子どもたちであり、その子どもたちの実態から出発することなしに、教育の目的である人格の完成はなしえないとの教育の条理から導き出されたものでもありました。

こうした基本原理をないがしろにし、首長や国の権限を強化することは、子どもたちの成長や発達を、その時々々の首長や政府に従属させるものとなってしまい、教育現場が振り回されることになりかねません。

マスコミ報道でも（首長を地方教育行政の執行機関とする制度が）実現すれば、戦前の軍国主義教育への反省から、国や政治家に対する歯止め役を担ってきた教育委員会制度の根幹が揺らぐ（東京新聞）、首長が選挙で交代するたびに、教育の目標や教科書採択の方針が変わることになれば、教育現場に混乱を招きかねない（読売新聞）などの懸念が表明されています。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

2014年3月5日

愛荘町議会議長 吉岡糸ミ子様

請願者の趣旨、訴えている趣旨をご理解いただきまして、適正に判断をしていただきまして、採択していただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉岡糸ミ子様） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子様） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子様） 討論なしと認めます。

これより請願第1号を採決します。本案は原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉岡糸ミ子様） 起立少数です。よって、請願第1号 地方教育行政への国や首長の関与の強化に反対することに関する請願については、不採択とすることに決定しました。

◎議提第7号の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子様） 追加日程第15、議提第7号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続審査についてを議題にします。

総務産業建設常任委員会委員長より、委員の任期中において、閉会中も継続審査に

付したい旨の申し出があります。閉会中の継続審査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。

よって、議提第7号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続審査については、委員の任期中において、閉会中も継続審査に付すことに決定しました。

◎議提第8号の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第16、議提第8号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査についてを議題にします。

教育民生常任委員会委員長より、委員の任期中において閉会中も継続審査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続審査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。

よって、議提第8号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査については、委員の任期中において、閉会中も継続審査に付すことに決定しました。

◎議提第9号の上程、説明、採決

○議長（吉岡糸ミ子君） 追加日程第17、議提第9号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてを議題にします。

広報常任委員会委員長より、委員の任期中において閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡糸ミ子君） 異議なしと認めます。

よって、議提第9号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、委員の任期中において閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後1時45分

再開 午後1時54分

○議長（吉岡糸ミ子君） 休憩前に引き続き会議を開かせていただきます。

◎議提第 11 号の上程、説明、採決

○議長（吉岡 糸ミ子君） 追加日程第 19、議提第 11 号 同和対策特別委員会閉会中の継続調査についてを議題にします。

同和対策特別委員会委員長より、委員の任期中において閉会中も継続調査に付したい旨の申し出があります。閉会中の継続調査に付すことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 異議なしと認めます。

よって、議提第 11 号 同和対策特別委員会閉会中の継続調査については、委員の任期中において閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第 2 号の上程、説明、採決

○議長（吉岡 糸ミ子君） 追加日程第 18、議提第 10 号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 120 条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉岡 糸ミ子君） 異議なしと認めます。よって、議提第 10 号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（吉岡 糸ミ子秀樹君） これで、本定例会に付された日程はすべて終了しましたので、会議を閉じさせていただきます。これをもって平成 26 年 3 月 愛荘町議会定例会を閉会します。

町長、閉会のあいさつをお願いします。

○町長（宇野 一雄君） 今議会の閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、追加議案を含めまして、人権擁護委員の推薦および教育委員会委員の任命に伴う人事案件 5 件、議長提案による選挙案件 1 件、条例の制定および改正案件 11 件、財産の取得に伴う議決案件 1 件、契約の締結に伴う議決案件 3 件、平成 25 年度各会計の補正予算案件 6 件、平成 26 年度各会計

予算案件7件、平成26年度補正予算案件1件につきまして、慎重審議のうえ条例制定案件1件を除くすべての案件につきまして可決いただき、誠にありがとうございます。

閉会中の継続審査を要するものと、議決いただきました愛荘町湖東三山館あいしょう条例の制定についてにつきましては、今後当該条例を精査いたしますとともに、閉会中の総務産業建設常任委員会にご説明を申し上げ、ご審議をお願いし、ご理解を得てまいりたいと思っております。

また、本年4月1日より消費税が5%から8%に引き上げられます。このことによる経済への影響も懸念されますが、平成26年度地方財政計画では消費税、地方消費税の引き上げにより地方の財源を確保するとともに、社会保障の充実分などの主要額を計上し、地方が地域経済の活性化に取り組み、安定的に財政運営を行うこととできるよう、平成26年度においては地方交付税の一般財源総額について、社会保障の充実分などを含め、平成25年度分の水準を相当程度上回る額を確保するとされており、普通交付税の枠内と認識いたしておりますが、地方財政が少しでも潤うことを期待いたしているところでございます。

この平成26年3月愛荘町議会定例会は、議員皆さまや私にとって改選後はじめての議会でした。議会中に賜りました貴重なご意見やご提言を踏まえ、職員ともども誠心誠意、これらの事務執行にあたってまいりたいと考えております。

最後に3月議会閉会にあたりまして、議員各位におかれましては、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉岡糸ミ子） それでは、大変大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後1時59分

上記会議の次第は事務局長 徳田幸子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 3 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 4 番